

# ながの労福協

〈ライフサポートセンター〉

長野県労働者福祉協議会

〒380-8710

長野市立町978-2 労済会館内

TEL026-232-6667 FAX026-232-6672

E-mail n-rofuku@athena.ocn.ne.jp

http://nagano.rofuku.net/

発行人 近藤 光  
編集人 青木 正照

第244号2007年12月1日

## 住みよい地域づくりをめざして 労働者福祉施策を県に要請!

県労福協による平成19年度県政要請が11月8日に県庁知事室に於いて実施され、県労福協としてまとめた多重債務者対策、介護に関する対策、医師不足対策等8項目を要請した。今回も昨年と同様に知事懇談会と関係部局交渉の2段階形式をとり、会場を変えて行った。

最初の知事懇談会は、



知事に要請書を手渡す近藤会長

県庁第三応接室に於いて行い、冒頭近藤理事

長が、「県労福協は、人と暮らし、環境に優しい福祉社会の実現」をスローガンに、構成団体の福祉活動の連携・調整をはかり、安心して生活できるネットワークづくりの実現を目指し活動している。今回、働く者の立場から、県民が安心して働ける環境整備、県民生活の安定、労働者福祉の前進のために県政への提言としてとりまとめたので、厳しい財政事情の中での有効な予算執行についてご苦労

いただかかと思うが、真摯に受け止めて対応願いたい。」と県労福協を代表して挨拶を行った。

引き続き県労福協青木専務理事が、村井知事に対し、「労働者の置かれている厳しい現状と社会環境の変化により生じている、多重債務対策、介護に関する対策、医師不足対策等、早急に対応すべき深刻な課題が山積して

いる」と、今回の要請書の主旨説明を行うと共に、就任後一年が経過した中で、知事として労働者福祉の現状認識と具体的な施策について考え方を伺った。

これに対し村井知事は、「知事として県民の負託を受け県政に取り組んでから早1年が経過した。その間、安全・安心な暮らしの確保、産業の活性化、計画的で効率的な財政運営の推進など、直面する多くの課題に真正面から取り組んできた。又、福祉をはじめとする県行政をとりまく現状としては、産科・小児科を中心とした医師不足、高齢化社会到来による介護の問題、食品偽装問題を始めとする食の安全、ヤミ金融・振り込め詐欺などの悪質商法等の課題がある」と考えており、安全で安心して暮らせる環境を構築していく必要があると認識している。」と回答された。



知事と懇談する県労福協役員

知事懇談会後の社会部長・関係各課交渉は会場を8階会議室に移して行った。県労福協近藤理事長の挨拶

に続き、藤巻社会部長が「県労福協には長野県の労働行政についてのお手伝いをしていたら



ほっとダイヤルチラシを見る村井知事

いており、あらためて敬意を表します。労働者福祉については重要な事項であり、真摯に受け止め、具体的には各課ごとに検討いたします。」と述べ、続いて青木専務が要請内容①多重債務者対策の積極的な推進について②介護に関する対策について、③医療の安心・安全対策について、④中小企業勤労者等の福祉の向上について、⑤食品の安全対策について、⑥消費者行政の充実強化について、⑦NPOへの支援について、記載に沿って具体的に説明を行った後、要請事項に関して該当各部ごとの具体的回答・質疑にはいった。

なお、要請事項に対する回答は、正式には後日書面にて開示されるが、社会部・生活環境部・衛生部ほか複数の部局に関わる事項になっているので、各部局が連携して対応することがその場で確認された。

このような県労福協による県政要請は、従来から実施されてきたが、一昨年末では社会部等の部課長折衝が中心で、昨年からは知事と直に懇談できるようになり、労働者福祉行政前進のために強くアピールすることができた。

労働者福祉と安心・安全の県民生活の向上に関する要請要旨

1. 労働者福祉の積極的な推進について

知事として一年が経過した中で、労働者福祉の現状認識と具体的な施策をお聞かせいただきたい。

2. 多重債務者対策の積極的な推進について

長野県では全国に先駆けて「長野県多重債務者対策協議会」を立ち上げましたが、形だけではなく、実質的に有効なものとするための施策を講じられたい。

① 今後関係機関のネットワークと連携し、その関係者からの意見を反映されたい。

② 長野市において、「多重債務対策相談室」が設置されたが、県内の中核となる市においても同様の窓口が設置されるよう、長野県として指導強化願いたい。

③ 「生活保護」について、生活保護費の年間枠があり、本来受けられる生活保護が受けられないよう



知事交渉風景

な事態が発生しないように、県として生活保護の本来のあり方を検証し、併せて現場の福祉担当者への指導を徹底されたい。

④ 多重債務防止や悪質商法に関する啓発は、高等学校、短大及び大学における消費者教育が重要であり、今後教育機関であらゆる機会を捉えて指導が行われるようお願いしたい。

⑤ 新社会人に対する消費者教育の充実についても、地域の消費生活センターが中心になり、取り組みを強化されたい。

⑥ 「多重債務者支援ローン」利用者のうち借入目的が生活資金・住宅資金であり、かつ資金使途が明確なものに限り、かつ資金の一部を補助する制度を新設されたい。

3. 介護に関する対策について

介護現場に起きている問題に対する施策を講じられたい。

① 介護保険制度の運用にあたっては、状況を把握している事業者の判断を十分に尊重するように指導されたい。

② 介護従事者の人材の不足・離反の現状を把握され、労働環境・待遇の改善が可能な制度にむけて働きかけをされたい。

③ 県が進める介護サービス情報の公表制度については、調査・公表する情報の内容や経費の事業所負担について再検討されたい。

4. 医療の安心・安全対策について

(1) 県民が安心して医療にかかれる体制の整



関係部局交渉風景

備・拡充をされたい。  
② 産科や小児科などの特定の科を地域で集約化・重点化すること  
は、医師不足解消までの緊急避難的措置としてとどめ、これ以上の医療格差が生じないようにすること。

(3) 医師不足改善のための緊急対策のさらなる強化と医師の過酷な労働実態を改善するなど、医師の確保に有効な対策を講じられたい。

(4) 看護師不足の解消のための対策を強化されたい。

① 慢性的な看護師不足の実態把握と、離職防止と再就労のための施策を強化されたい。

② 「育児支援ローン」の支払い利息の一部を補助する制度を新設されたい。

③ 看護職員を大幅に増やすための施策を強化されたい。

(5) 教育ローン利用者の対象学生が医師または看護師として長野県内に就職した場合、支払利息の全額を補助する制度の新設をされたい。

5. 中小企業勤労者等の福祉の向上について

中小企業勤労者等の福祉の向上について

施策を講じられたい。

① 勤労者互助会・共済会、サービスセンターのサービス内容の抜本的見直しと自立化・広域化促進のため、各地区の労政事務所を通じて指導されたい。

② 市町村と連携しながら、会員の拡大を行うための担当者の配置が行えるよう人的、財政的補助の検討を願いたい。

6. 食品の安全対策について

食品の安全対策を強化されたい。

① 輸入食品の添加物や残留農薬に関し、国に対して検査の一層の充実を求めるとともに、県が食品監視指導計画に基づいて現在行っている県独自の輸入食品に対する監視指導をさらに強化願いたい。

② 20カ月齢以下の牛をBSE検査対象から除外することについて、長野県においては引き続き全頭検査を実施されたい。

③ 食中毒を予防するための事業所の監視指導を行う保健所の食品監視員の増員をはかられたい。

④ 土産物の製造者、販売者に対して、品質管理や適正表示を徹底するよう指導と検査を強化されたい。

⑤ 長野県においても「食品安全基本条例(仮称)」を制定されたい。

⑥ 県民の食の安全に関するリスクコミュニケーションやリスク分析の場の設置を要望するとともに、消費者代表も参加した「食品安全審議会(仮称)」の設置をされたい。

7. 消費者行政の充実強化について

消費生活条例(仮称)は実効性のある条例となるよう内容の充実をはかられたい。

①町村部での高齢者の被害防止のための相談体制の充実支援や適切な情報提供など、市町村の消費者行政への支援強化をはかられたい。

②原油価格の高騰に便乗した値上げが行われないように、国や関係業界へ働

きかけるとともに、県独自の価格監視活動を強化されたい。

8. NPOへの支援について

NPOの活動に対する融資を行っている「NPO夢バンク」の果たす役割は重要であることから、現行の1,000万円(無利子・融資日平成16年8月・期間5年間)の融資について期間延長をされたい。

第2回長野県多重債務者対策協議会開催

第2回長野県多重債務者対策協議会が10月24日、長野消費生活センターに於いて開催されました。この協議会には県労福協、県弁護士会、県司法書士会、労働金庫をはじめ25の団体・機関が関わり、長野県ときめ細かな連携を保ちながら多重債務者の救済活動を進めています。

今回は、各団体ごとに、日常の取り組み状況を報告し、意見交換をしました。又、全国一斉多重債務者相談ウィーク「多重債務者無料相談会」の長野県としての開催内容の説明を聞き、広報宣伝を含めて、各団体が積極的に相談日への支援を行うことを確認しました。

【県下一斉・多重債務者無料相談会】

日時

平成19年12月12日(水) 10時〜17時

方法

(1) 面接相談

県下5会場において弁護士・司法書士又は消費生活センター相談員が多重債務に関する相談を受ける。

①会場 長野・松本・上田・岡谷・飯田の各消費生活センター

②方法 ※面接による相談は、事前予約を受ける。(12月11日(火)17時まで) 生活文化課へ。

(電話) 026-2335-7172 ※予約優先ですが、予約がなくても相談はうけます。

③必要書類等/借入・返済状況がわかる預金通帳、振込み明細書等。

(2) 電話相談

県下5会場において消費生活センター相談員が多重債務に関する相談を受ける。

①会場 長野・松本・上田・岡谷・飯田の各消費生活センター  
②方法 ※予約は不要。

「虹のフェスタin安曇野」

県生協連主催の「虹のフェスタin安曇野」に県労福協も参加しました

10月14日(日)、安曇野スイス村サンモリッツにおいて、長野県生協連主催の「虹のフェスタin安曇野」が開催され、多くの県民が参加しました。

長野県労福協も大北地区労福協とともにブースを設けて出展しました。

「虹のフェスタin安曇野」は、県生協連の会員生協組合員が実行委員となって運営し、今年も安曇野市で「食」「健康」「環境」「平和」といった4つのテーマの様々な企画に取り組みました。

栄養士による食事バランスガイド相談会、エコクッキングの実演、無料健康チェック、焼きそば・いなり寿司・ジュースなどの試食・試飲、餅つき大会、使わなくなったおもちゃの交換会、フェアトレードカフェなど、多くのコーナーに人だかりがでる大盛況でした。

大ホール会場では、関東農政局長野農政事務所をはじめ、安曇野市社会福祉協議会の5つの共同作業所や諸団体等がブース出展で協力しました。長野県労福協も、大北地区労福協と共に県

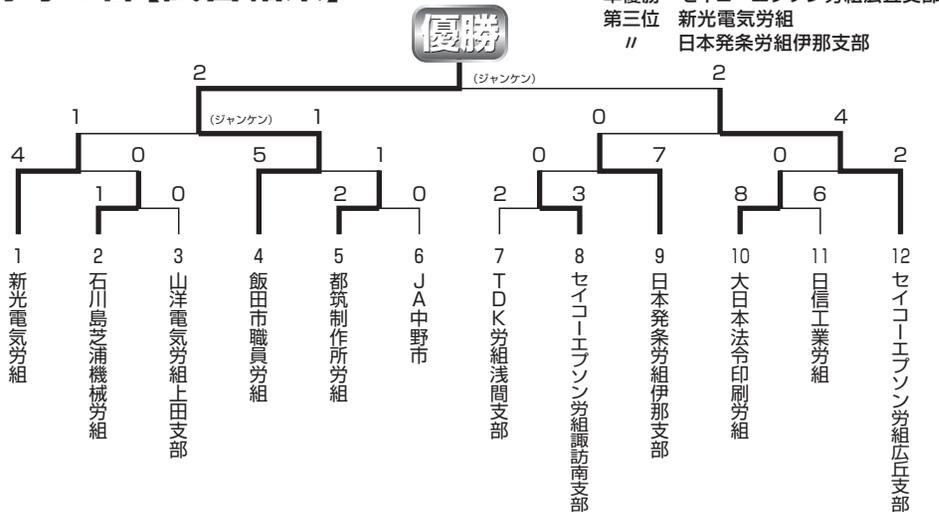


親子づれの参加者

労使就職支援機構、県NPOセンターと並んでブースを出展し、「くらしなんでも相談・無料職業紹介」「ミニゲーム体験実習」を開設して相談や実習に応じました。

長野県生協連では、虹のフェスタを通じて行政や地域の諸団体、NPO法人などと協同した取り組みをすることができ、生協や諸団体それぞれの枠を超えた地域づくりに貢献することができました。

### 野球の部【試合結果】



長野県勤労者体育大会は、九月十五日には、バレーボール・バドミントン・テニスが行われ、十月二十一日の野球を最後にすべての競技が終了しました。野球以外の試合結果は、前号でご報告しましたので、今回は野球の結果のみご報告いたします。

# 勤労者体育大会 すべて終了

# 上伊那 労福協まつり開催

地域勤労者の福祉向上、会員 地域相互の交流 社会とのつながりを第一義としながら、労福協運動を広くアピールすることを目的に、上伊那地区 勤労者福祉協議会は11月18日(日) 南箕輪村大芝公園において、恒例の「労福協まつり」を開催しました。

豪雨災害のため中止を決定した昨年からの1年半、構想を暖め練り続けてきたこともあり、各構成単組・団体より30の模擬店、地域業者・NPO・ボランティア団体などからのふれ愛ブース、県内各地より登録をいただいた20組を超えるフリーマーケットなど、延べ160名の大部隊が集結。強い寒気の影響で冬の到来を感じさせられる天候となりましたが、多くのご来場者楽しんでいただき、「ふれあいの大切さ」を実感しながら、相互の交流・活動PRに繋げることができました。

今後一人ひとりが「豊かに生きる」ことを追求し、このようなイベントを通じたメッセージの積み重ねを「地道な啓蒙活動」と位置付けながら、職場の：地域の：社会の：福祉運動浸透に向けた起爆剤になればと念じています。

さあ来年は、あなたも私たちと一緒にメッセージを送ってみませんか？



くらしなんでも相談コーナー

# 2007 きんろつ フェスティバル 開催

2007きんろつフェスティバルが11月23日、長野市の城山公園で開かれ、約1万人の市民が来場しました。このフェスティバルは、県労組会議や県労福協、市民団体などつくる実行委員会が毎年開いているもので21回目となります。

今年のフェスティバルでは、「働くことの意味を考えよう」をテーマに、「JR」に不採用となった北海道の国労組会員の訴えや、「労使就職支援機構・シヨブカフエ信州」の若い勤労者が「就労実体験チャレンジ」事業の一環として、「リン」を販売するなどの企画が催されました。

ステージでは、子供たちに大人気のウルトラマンミニショーや白鳥ハレ工学園のダンス、ジャズバンドの演奏などでお祭りの雰囲気を感じました。会場では、バザー用品の販売や農業問題を訴えるパネル展、MSSLの試乗、また、沖縄そばやきのこ汁などが特価で販売されました。また、特等てんとうのゲーム機Wiiが当たる抽選会には約3百人が行列をつくりました。

県労福協は、風船や事業団体のチラシを配布、何でも相談コーナーを開きました。また、NPOさんらの会のメンバーと一緒にリサイクルバザーを企画し、格安で洋服などを販売しました。

実行委員会代表の高橋博久さん(県労組会議議長)は、「このお祭りを通して、来場者には労働の尊さや社会問題について少しでも考えてもらいたいと思う。地域に定着したイベントとして来年以降はさらに企画内容を充実していきたい」と話していました。



風船をもらう親子連れ

# くらし・なんでも相談

シリーズ No.10

# 「ヤミ金融」

もしあなたならどうします？違法なヤミ金融があなたの身近な所にまで手を伸ばして来ます。今号も、平日相談として相談アドバイザーが対処した事例を紹介します。

明るく健康的なテレビ「マーシャルで健全・安心とインパクトを売ったサラ金からの安易な借入れ。少くく大丈夫の繰返しの結果の自己破産、気がつくと思つていたヤミ金融業者からの甘い融資の誘惑が…。ヤミ金融の手口とその対処方法を考えます。



くらし・なんでも相談

**【事例①】**  
車の買い替えで60万円のローンを組みたい。実は5年前、サラ金7社・約400万円の借入金返済で自己破産した。このことが信用情報に載ってれば、ローンが組めないのではないか。何年経てば信用情報は消えるのか。

以前、自宅に「簡単、融資します」という内容のダイレクトメール(DM)が来たが、そこなら貸してくれるだろうか。

サラ金に限らず自己破産すると官報に掲載される。その情報は各信用情報機関でも「官報掲載情報」として管理され、7年間は保有される。現状では、自己破産した場合7年間は新たな借入れは何処の金融機関でも難しい。DMは違法なヤミ金融業者からのものと思われる。決して電話などしないこと。車の買い替えを後2年我慢したらどうか。

なお、信用情報は本人が「信用情報開示申請」を行い、見ることもできる。

## 「信用情報開示請求」

**ワンポイント**  
何処からどの位借りているか、何時、幾ら借りて、幾ら返して、金利はどの位払ったかなどの「借入履歴」を含む「個人信用情報」を取れば、その人の置かれている正

確な状況は一目瞭然。  
「信用情報開示申込書」は、本人が申請し、窓口に行けば当日、郵送の場合は約2週間後に、「本人限定受取郵便(特例型)」で受取れる。なお、法定代理人や、弁護士など任意代理人も申請は可能(任意代理人の場合、書面の受領は本人限定受取)。

## サラ金やクレジット・キャッシング等の履歴・信用情報開示の申請・申込、問合せ先

- サラ金の履歴は「JIC(ジック) / (株)日本情報センター」へ。TEL 0120-4411481
- 銀行系クレジット・信販・流通系キャッシング・ショッピングなどの履歴は「株」CIC / 開示相談コーナー」TEL 0120-810414、又は「首都圏開示相談室」TEL 03-5326-8921へ。
- 銀行ローンや銀行系クレジットの履歴は「全国銀行個人信用情報センター」へ。TEL 0120-5400-5558、携帯は03-3214-5020

多重債務者救済のためにも、まず正確な状況把握が求められる。ここで借金の90%以上は補足可能と思われる。

## 【事例②】

突然「息子(長男)に貸した金を返せ」と電話が来た。長男は3年前、サラ金の借金もとで自己破産している。今は立ち直

つて夫婦と子供の四大家族で地道に暮らしているはずなのに、また借りたのかと愕然として直ぐに長男に電話した。「金利もちゃんと払ったのだから借金はもうない。二度と借りないから心配しないで」と言われたが、本当に借りてないのだろうか。

長男の話では、突然、携帯に「2万円貸します」とメールが来て、2万円なら返せるからと思いつつと借りて期日迄に返したら、今度は倍の「4万円貸します」とメールが来た。4万円を借りてまた返したら、更に「手数料4万円払え」と言われ、冗談じゃないと拒否したという。自己破産したためもうサラ金から借りられないことを知っていて押し付け貸しするヤミ金融だという。また電話が来たらどうしたらよいか、恐ろしい。

ヤミ金融は法律で禁止されている犯罪行為。違法な行為により貸出したものに対して、返還を請求する権利はない。本来は借りた方も返済の必要はない。既に支払ったものがあるれば返還請求も出来るが、0.90ヤミ金融業者は所在不明で請求は難しい。脅しは、専門の弁護士などに依頼することで無くなる。またサラ金から借りたことが原因で心配なら、長男に「信用情報開示請求」をするよう勧め、履歴を取寄せて確認できる。

ヤミ金融救済センターと弁護士を紹介。

## 「ヤミ金融」

ヤミ金融とは出資法上限金利(29.2%以内)を超えて高利で貸出す違法業者を指すが、各都道府県の貸金業登録認可を受け業者と無登録業者がある。

**ワンポイント**  
自己破産者や多重債務者の名簿を手に入れた、電話やダイレクトメール(DM)で近寄ってくるが、決して安易に口座番号や家族情報など教えないこと。大切な個人情報流失で思わぬ災難に遭う

ことになる。  
特に、電話番号以外連絡先や所在が掴めない「090金融」は、貸出金額が1〜5万円と少額なため「短期小口業者」ともいわれるが、要注意。

●民法90条(公序良俗違反) 公の秩序は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は無効とする。  
●民法708条(不法原因給付) 不法の原因のため給付をなしたる者は、その給付したるものの返還を請求するを得ず。とあり、「ヤミ金融業者との契約は契約そのものが成立せず、元金(借りた金)を含め一切払う必要はない。」また、ヤミ金融業者には請求する権利はない。」となつてゐる。  
平成15年の「ヤミ金対策法」の施行で罰則が強化され、出資法第5条(高金利の罰則) 第2項及び第3項や第8条(その他の罰則)により、「貸金業者が、上限金利の29.2%を超える支払を要求するだけで、5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金(併科可)」「法人の場合は3,000万円以下の罰金(併科可)」「超高金利の年10.9.5%を超える場合は、10年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金(併科可)」「法人の場合は1億円以下の罰金」が処される。ヤミ金に限らず、本人以外の家族などに返済の請求をする場合は、それ自身が違法行為。むやみに恐れず、警察に電話し被害届を出すなど毅然と対処することが大事です。

借金の整理がつくと肩の荷がおりた気がしてほつと、これでひと安心と思いがちですが、実はその後のケアが一番大切なのです。家族の温かい見守りが必要です。家計簿を付け、定期的と一緒に家計チェックをし、健全な生活習慣が身に付くまで根気よく、注意深く、温かく、見守ってあげましょう。

サラ金やヤミ金融からの誘惑に打ち勝つためには、身近な人の協力が不可欠です。



そして、困ったときは、くらし・なんでも相談はつとダイヤルをご利用下さい。  
TEL 0120-39-6029

# 労金、全労済 新任運営委員 合同研修会開催

事業団体間の共同行動・合同研修の一環として、労金・全労済の新任運営委員を対象とした合同研修会が11月2日、松本勤労者福祉センターで、両団体の新任運営委員をはじめ、役員等総勢102名が参加し開催されました。

研修内容は、労金・全労済の現況と課題について報告がされ、続いて県労福協から、「生活あんしんネットワーク事業」の取り組みについて報告と要請をしました。

さらに、今回の分散会は、①これからの時代、勤労者は事業団体に何を求めているのか②退職者・未組織勤労者に労金・全労済はどうアプローチするのか③「生活あんしんネットワーク事業」の具休化にむけて、の3項目に絞って論議・意見交換をしました。

①では、

\* 魅力ある商品開発も大切だが、組合の役割も重要であり、人と人との繋がりが大切である。

\* 事業団体が頼れる組織であることをもっとPRするべきだ。

\* 在職中だけでなく、退職後も安心できる内容を知らせていく必要あり。

\* 各種制度のパンフレットをわかり易くして欲しい。

\* 地方の独自取り組みが少なくなったので、独自取り組みを大切にして欲しい。

②では、

\* 退職後は相談窓口がなくなってしまうため相談できる窓口がほしい。

\* 職場は派遣や契約社員が増えているので、その対応も求められている。

\* 未組織労働者については、互助会・共済会と協力して認知度を高める必要あり。

\* 全労済のショップや新聞広告などを活用したらどうか。

③では、

\* 職場で育児・介護のパンフを配布したら評判が良かった。良い資料があれば配布は可能だ。

\* 労金・全労済・労福協のスケールメリットを生かしたセミナー開催を望む。

といった率直なご意見・ご要望をいただきました。一方、

\* なぜ労金・全労済のことを組合が取り組まなければいけないのかという組合員が増えてきた。

\* 組合員に労金・全労済が浸透していない。

\* 労福協が何をやっている所なのかわからない組合員が多い。

\* 「生活あんしんネットワーク事業」について半数以上の方が内容を知らないのも、もっと知らせる活動を強化すべきである。

等の非常に気になるご意見もありましたので、今後、対応・対策を検討してまいります。

# 全労済 共済ショップ オープン!

50周年を迎えた全労済は、2007年11月12日(月)に県内7ヶ所に共済ショップをオープンしました。

より地域に密着したサービスを提供するために、これまでの4支所への併設と新たに3店を加え、「共済ショップ」をオープンいたしました。

これまで以上に皆さまと対話を重ね、心を通わせ、一人ひとりの安心にじっくり寄り添い、目と目を合わせ、じっくり話す中から、本当の安心が生まれることをめざしています。これからの「話せる全労済」にご期待下さい。

## 共済ショップでは

- 保障に関するご相談
- 保障内容のお問合せ
- 新規、継続加入手続き
- 共済金の請求手続き
- ご契約の変更手続き

などができます。

## 営業時間

- 長野店、上田店、松本店、伊那店  
平日午前9時から午後5時15分
  - 佐久店、諏訪店、飯田店  
平日午前10時～午後4時
- (いずれも土・日・祝日は除く)

共済ショップ名	住 所	TEL
共済ショップ 長野店	長野市立町978-2	026-232-6031
共済ショップ 上田店	上田市中央2-8-11 伊藤ビル1F	0268-22-6031
共済ショップ 佐久店	佐久市佐久平駅南15-8 公陽ビル1F	0267-66-3963
共済ショップ 松本店	松本市島内3443-17	0263-47-6031
共済ショップ 諏訪店	諏訪郡下諏訪町東赤砂4653-1 林ビル1F	0266-28-6031
共済ショップ 伊那店	上伊那郡南箕輪村神子柴8859-1	0265-76-6031
共済ショップ 飯田店	飯田市丸山町1-8-6 労働会館内	0265-52-6031

# 住まいの健康維持から快適空間の演出までトータルプロデュース

## 住まいについて悩んでいませんか？

- 浴室・トイレが古い ○廊下が狭い
- 最新設備が欲しい などの悩みをお持ちの方

こんなご時世、リフォームって聞くとちょっと不安になりますよね。そんな時は非営利団体の生協組織の長野県住宅生協にご相談下さい。

そのリフォーム  
ちょっと待った

住宅生協は組合員の出資で設立された非営利団体です。

「相談先がわからない」「業者は信頼できるか」「費用は適正だろうか」などの不安や心配をしている皆様の要望に応える為「安心、安全、良質で低廉な事業提供」をモットーに実施しています



長野県労働者住宅生活協同組合

長野市県町523ろうきんビル7階/松本：松本市城西1-1-33恵比寿ビル2階  
長野 TEL 026-234-0283 松本 TEL 0263-39-1710

### 「税務セミナー」講師 (長野県労働者福祉基金協会が委嘱した税理士)

氏名	事務所所在地	TEL
細井 廣	〒381-2226 長野市川中島町今井1707	026-285-1687
吉越 秀樹	〒383-0053 中野市大字草間1860-4	0269-24-7130
矢野 実	〒386-0018 上田市常田3-12-3	0268-29-7557
篠原 政善	〒385-0007 佐久市新子田1700-81	0267-66-3388
本郷 良一	〒390-0811 松本市中央1-13-7	0263-32-1414
宮下 崇志	〒390-0874 松本市大手1-8-8	0263-32-7566
木下 力夫	〒395-0811 飯田市松尾上溝3326-1	0265-53-6494
小田切 肇	〒399-4431 伊那市西春近7413-2	0265-77-5130
井口 章	〒392-0026 諏訪市大手1-19-8	0266-58-1660
両角美千代	〒391-0003 茅野市本町西1-40(柳沢公認会計士事務所内)	0266-72-5060

労働団体、労働組合、労働者福祉事業団体が主催する「税務セミナー」に講師(労働基金が委嘱した税理士)を派遣いたします。  
派遣に際する費用(講師料・交通費)は労働基金が負担いたします。  
お申込みは、ろうきん本支店、全労済県本部・支所、県労福協・地区労福協、県生協連加盟の生協の窓口へご連絡してください。

「税務セミナー」に講師(税理士)を派遣します

## 若者のみなさんへ

# 若い君ならチャンスはある、あきらめるな!

長野県地域労使就職支援機構は企業の正規雇用拡大に取り組み、フリーターの正社員への雇用を支援しています!

就職・転職の相談は、長野県地域労使就職支援機構の

東北信地区

### 無料職業紹介所

長野市県町584(社)長野県経営者協会会館内  
電話:026-231-6535

中南信地区

### 中南信事務所

松本市渚2-1-2  
電話:0263-27-8540



まずはお気軽にお電話ください



厚生労働省委託事業

## 長野県地域労使就職支援機構

〒380-0838 長野市県町584  
(社)長野県経営者協会会館内  
TEL026-231-6520

労福協のくらし・なんでも相談

# ほっとダイヤル 無料

人には言えない悩み事、どなたでもお気軽にお電話ください

サラ金の借金が増えて仕事も手につかない。身に覚えがない架空請求を受けてしまった。相続の問題でトラブルになっている。誰かに相談したいけどなかなか話せない……。そんな悩みや不安を解消するために、相談アドバイザーや専門家が対応します。どうしよう……。でもわからない。そんな時はひとりで悩まずに、まずご相談ください。

**弁護士**  
サラ金・多重債務・自己破産・ヤミ金融・訴訟・親権問題…等

**司法書士**  
相続・贈与・不動産、各種契約問題…等

**社会保険労務士**  
各種年金・健康保険・雇用保険・労災保険…等

**無料職業紹介**  
就職問題・職業紹介求人・求職情報の提供求職者(人材)紹介…等

◎平日 10:00~16:00 相談アドバイザーが相談対応!

◎毎月第2土曜日 10:00~16:00 専門家による

相談対応!

\*個人情報はもちろん厳守いたします。安心してご相談ください。



お電話で無料相談

フリーダイヤル 0120-39-6029

県労福協：連合長野・県労組会議・県労連・労働金庫・全労済・生協連・住宅生協・労働基金・県勤労協・高齢退職者連合

地区労福協からの活動報告

木曾地区労福協

木曾地区労福協は4月26日に役員会を開催し、当面の行事日程の確認とあわせて、今後の地区労福協のありかたについて検討しました。



地区労福協

入れていくことを認識しました。

6月8日(金)『木曾地区労福協第5回ゴルフコンペ』を木曾カントリークラブにおいて開催しました。これは、木曾地区の勤労者のみならず、第一線を退いたOBも招いて、ゴルフを通じて世代を越えて交流を深めるとともに、広大な自然の中で日頃の鬱憤を白球にこめて晴らそうというものです。

当日は、折からの梅雨模様でしたが、好天に恵まれ、退職者もあわせ10組39名の参加があり、和気あいあいとした雰囲気の中、盛大に開催することができました。

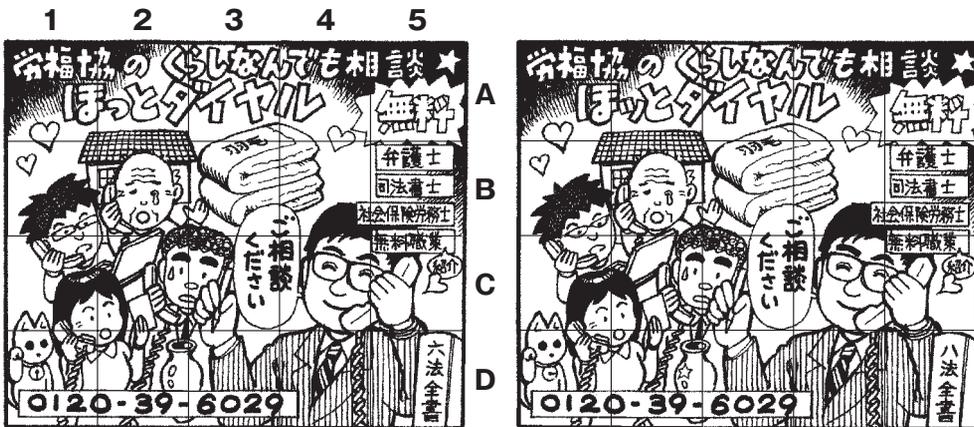
地区労福協結成以前から続く伝統ある行事であり、退職者のみなさんも毎年楽しみにされているということもあり、これからも続けていく予定です。

木曾地区労福協は、連合地域協議会・地区労組会議・労働金庫・全労済の4団体により構成されています。木曾地区における勤労者の福利厚生を増進を目指して活動に取り組んでいますが、幅広い年齢層を参集できる行事の計画に頭を悩ませています。



8つのまちがいきがし

左に並んだ二枚の絵を見比べて違っている箇所を8つ探して下さい。



プレゼントの応募方法
● 官製はがきに答えを書いて県労福協へ宛先は表紙にありません。
● 労福協の機関誌に対する意見要望を何か一言。
● 住所・氏名・年齢・性別・所属団体(単組名)又は勤務先を忘れずに。
● 正解者の中から抽選で5名の方に図書カード(千円分)をプレゼント。
締切り 12月31日



前回の正解は

- 当選者(5名・敬称略)
手塚 友幸(上田市)
脇田 警(木曾町)
宮島 孝江(大町市)
賀野 稔(須坂市)
萩原 初美(伊那市)

山なみ

紅葉も終わりを告げ、落ち葉の音と共に山の峰々が白くなり始め、いよいよ冬の到来です。

さて、10月の「虹のフェスタ」11月の「上伊那地区の労福協まつり」続く「きんろうフェスタ」等に、私も参加しました。どの会場もそれぞれの地域の特色が溢れ、色々な体験やふれあいのある「助け合い・支え合い・・・」の「協働・連帯」の絆が生まれたイベントでありました。

これらのイベントのふれあいブースを出展した人、多くの一般来場者・・・、人それぞれに、様々な催しもの出会いながら、思いをめぐらせている事でしょう。

「袖振り合うも他生の縁」(ことわざ)にもありますが、道で人とすれ違い、袖が触れ合うようなことでも、それは多かれ少なかれ「縁」「出会い」であります。人の「縁」は貴重なものであるから、「出会いは大切にしなければならぬ」という意味があるそうです。

今の社会は、個々の価値観やライフスタイルも多様化し、ものの見方、考え方も様々であります。労福協も新たな「生活あんしんネットワーク事業」の取り組みを通じて、人と人、地域と地域、組織と組織などお互いを認めつつ、尊重しあい、「つながり合い」「広がりあう」丁度、日本アルプスの山なみのように、ガッチリとスクラムを組んでネットワークの裾野を地域に張り巡らして行きたいものです。 [青]